本号で公布された法令のあらまし

◇**海上保安庁法及び領海等における外国船舶の航行に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令**（政令第二三八号）（国土交通省）

一　国土交通省組織令の一部改正関係

海上保安庁警備救難部の所掌事務に、海上における船舶の航行の秩序の維持に関すること並びに海上における犯罪の予防及び鎮圧に関することを追加することとした。（第二四九条関係）

二　統計法施行令の一部改正関係

統計法上の統計調査の範囲から除かれる海上保安庁の事務として、海上における船舶の航行の秩序の維持に関すること並びに海上における犯罪の予防及び鎮圧に関することを追加することとした。（第二条関係）

三　この政令は、海上保安庁法及び領海等における外国船舶の航行に関する法律の一部を改正する法律の施行の日（平成二四年九月二五日）から施行することとした。

◇**建築基準法施行令の一部を改正する政令**（政令第二三九号）（国土交通省）

1　自動車又は自転車の停留又は駐車のための施設の用途に供する部分に加え、専ら防災のために設ける備蓄倉庫の用途に供する部分、蓄電池（床に据え付けるものに限る。）を設ける部分、自家発電設備を設ける部分及び貯水槽を設ける部分についても、その床面積を一定の範囲内で建築基準法第五二条第一項に規定する延べ面積に算入しないこととした。（第二条第一項第四号及び同条第三項関係）

2　建築基準法第三条第二項により同法第二〇条の規定の適用を受けない建築物に係る増築及び改築の範囲に、増築又は改築に係る部分がそれ以外の部分とエキスパンションジョイントその他の相互に応力を伝えない構造方法のみで接し、かつ、増築又は改築後の建築物の構造方法が一定の基準に適合するもの等を追加することとした。（第一三七条の二関係）

3　この政令は、公布の日から施行することとした。

◇**港則法施行令の一部を改正する政令**（政令第二四〇号）（国土交通省）

1　石狩湾港を特定港とすることとした。（別表第二関係）

2　この政令は、平成二四年一〇月一日から施行することとした。

◇**労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令**（政令第二四一号）（厚生労働省）

1　名称等の表示の対象となる物の追加

譲渡又は提供時に名称等を表示しなければならない物として、インジウム化合物、エチルベンゼン並びにコバルト及びその無機化合物を追加することとした。（第一八条関係）

2　健康診断を行うべき有害な業務の追加

有害な業務に従事する労働者及び有害な業務に従事させたことのある労働者で現に使用しているものに対して行う健康診断の対象業務として、インジウム化合物、エチルベンゼン並びにコバルト及びその無機化合物を製造し、又は取り扱う業務を追加することとした。（第二二条第二項関係）

3　特定化学物質の追加

特定化学物質の第二類物質に、インジウム化合物、エチルベンゼン並びにコバルト及びその無機化合物を追加することとした。（別表第三関係）

4　エチルベンゼン並びにコバルト及びその無機化合物に係る適用除外

エチルベンゼン若しくはエチルベンゼンを含有する製剤その他の物又はコバルト及びその無機化合物若しくはコバルト及びその無機化合物を含有する製剤その他の物を製造し、又は取り扱う業務等のうち、厚生労働省令で定める業務等については、作業主任者の選任をすべき業務、作業環境測定を行うべき業務及び健康診断を行うべき有害な業務の対象としないこととした。（第六条、第二一条及び第二二条関係）

5　施行期日等

この政令は、平成二五年一月一日から施行することとした。

◇**毒物及び劇物指定令の一部を改正する政令**（政令第二四二号）（厚生労働省）

1　次に掲げる物を毒物から除外することとした。（第一条関係）

㈠　ゲルマニウム、セレン及び砒（ひ）素から成るガラス状態の物質並びにこれを含有する製剤

次に掲げる物を劇物から除外することとした。（第二条第一項関係）

㈠　三―ブロモ―一―（三―クロロピリジン―二―イル）―N―［四―シアノ―二―メチル―六―（メチルカルバモイル）フエニル］―一H―ピラゾール―五―カルボキサミド（別名シアントラニリプロール）及びこれを含有する製剤

3　この政令は、公布の日から施行することとした。

◇**大都市地域における特別区の設置に関する法律の一部の施行期日を定める政令**（政令第二四三号）（総務省）

大都市地域における特別区の設置に関する法律（平成二四年法律第八〇号）第四条から第六条までの規定の施行期日は、平成二四年九月二一日とすることとした。

◇**障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律施行令**（政令第二四四号）（厚生労働省）

1　障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（平成二三年法律第七九号。以下「法」という。）の施行に伴い、法第二条第五項の政令で定める事業主は、船員職業安定法（昭和二三年法律第一三〇号）第六条第一一項に規定する船員派遣の役務の提供を受ける事業主とすることとした。（本則関係）

2　児童福祉法施行令（昭和二三年政令第七四号）に規定する指定障害児通所支援事業者、指定障害児入所施設及び指定障害児相談支援事業者の指定の欠格事由及び取消事由に関する国民の保健医療又は福祉に関する法律に、法を加えることとした。（附則第二条関係）

3　障害者自立支援法施行令（平成一八年政令第一〇号）に規定する指定障害福祉サービス事業者、指定障害者支援施設、指定一般相談支援事業者、指定特定相談支援事業者及び指定自立支援医療機関の指定の欠格事由及び取消事由に関する国民の保健医療又は福祉に関する法律に、法を加えることとした。（附則第三条関係）

4　厚生労働省組織令（平成一二年政令第二五二号）について、所要の規定の整備を行うこととした。（附則第四条関係）

5　この政令は、平成二四年一〇月一日から施行することとした。